

第37回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和3年4月2日(金) 16:00~16:11

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第37回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。本日の手話通訳者は、障害福祉課手話通訳者 山上美紀さんです。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の対応状況」について、統括調整部長から説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは資料1「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の対応状況」というタイトルの資料を御覧ください。

本日の本部の開催趣旨ですが、1にございますように、宮城県、大阪府及び兵庫県を対象とした新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用及び政府の「基本的対処方針」の変更を踏まえた対応の確認ということでございます。2の発生状況等につきましては、後ほど健康福祉部の方から説明がございまして、

3の県の対応のうち(2)の対策本部各部の対応につきましては、第35回の本部会議の状況と変わりございませんので省略させていただきます。この点につきましては以上です。

○坂本危機管理局次長

「感染症の状況」等につきまして、健康福祉部長をお願いします。

○奈須下健康福祉部長

それでは、資料2に基づきまして新型コロナウイルス感染症の発生状況等について御報告いたします。

まず、感染者の状況ですが、本日16時現在まで判明した感染者は1,058名となっております。昨日に比べ、19人新規の陽性者が発生しています。また入院中の感染者は昨日時点でございまして、30名、宿泊療養施設利用者が39名、自宅療養者が3名となっております。これらの入院中療養者等につきましては、本日の状況を現在整理中でございます。

検査の状況、相談件数については、資料のとおりとなっております。以上です。

○坂本危機管理局次長

「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針の変更」につきまして統括調整部より説明申し上げます。

○橋本統括調整部長

それでは資料4を御覧ください。県の対処方針について4月2日付けで変更いたします内容について説明させていただきます。

まず始めに資料3を御覧いただきたいと思います。資料3「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示」に示しておりますように、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したということで、次の事項が公示されております。

内容につきましては、まん延防止等重点措置を実施すべき期間が令和3年4月5日から5月5日まで。ただし、この期間は実施する必要がなくなると認められるときは速やかに終了した旨を公示するとされています。

そして、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として、宮城県、大阪府及び兵庫県の区域ということで公示されています。現在、各府県では具体の地域を調整中のようですが、今のところ宮城県では仙台市、大阪府は大阪市、兵庫県は神戸、西宮、尼崎、芦屋の各市があげられているという状況と聞いています。この点につきましては、まだ決定しておりませんので、調整中ということでございます。

次のページからは基本的対処方針を添付しております。内容につきましては、重要事項等の説明がございますけれども、省略させていただきますので、後ほど参照願えればと思います。

それでは、資料4に戻っていただきたいと思います。

先ほど説明しました公示があったこと及び現在の本県の感染状況を踏まえまして、対処方針の「1. 現在の状況」に、「また、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、令和3年4月5日から5月5日までの期間において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域を宮城県、大阪府及び兵庫県とする公示を行った。本県においても、大規模なクラスターの発生をはじめ、感染症患者が継続的に発生しており、引き続き感染拡大防止に万全を期していく必要がある。」という記載を追加させていただきました。また、このような状況を踏まえまして、次のページ、「5 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容」について別紙のとおりとなっておりますが、この別紙の内容を一部変更してございます。

これは5ページの別紙「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容」となっております。この協力要請、区域は青森県全域、期間は令和3年4月5日月曜からとなります。協力要請の内容は以下にございますが、変更されている点については「3. まん延防止等重点措置を実施すべき区域との不要不急の往来は控えるようお願いします。」、次の「4. まん延防止等重点措置を実施すべき区域から移動する方は、移動前2週間程度は感染リスクが高まる行動を控え、健康観察を徹底するようお願いします。また、移動後2週間程度は、不要な外出を控えるなど感染防止対策を徹底し、人との接触を最小限にとどめるようお願いします。」、そして5の部分ですが、まん延防止等重点措置を実施すべき区域以外にあっても、これまで申し上げているような感染症患者が多数発生している地域への移動については以下にあるように慎重な行動をお願いします、ということで、この部分については下線のところを付け加えさせていただきました。対処方針の変更については以上の内容となっております。

○坂本危機管理局次長

はい、ここまでの説明につきまして質問等ございますでしょうか。よろしいですね。それでは本部長から指示事項とメッセージをお願いします。

○本部長

まず指示事項です。

只今、関係部長から報告がありましたとおり、政府においてまん延防止等重点措置の実施について公示があったことを踏まえ、本県の対処方針を変更したところです。

県民の皆様方には、まん延防止等重点措置の実施区域との不要不急の往来は控えていただくことについて御協力をお願いすることとしておりますが、県の業務につきましても、これらの地域への出張は、緊急・やむを得ない場合を除き避けてくださるようお願いいたします。

また、重点措置の実施区域も含め、感染症患者が多数発生しております地域から移動してきた職員にあっては、移動後2週間程度は、健康観察を徹底するとともに、不要な外出を控えるなど感染防止対策を徹底してください。

昨日も申し上げましたとおり、県内では現在、クラスターが複数確認されており、その封じ込めに全力で対処しているところでありますが、人の往来の増加など、感染リスクの高まり等を踏まえ、感染拡大防止に向けて、気を引き締めて、全職員が一丸となって全庁体制で

取り組むよう指示いたします。

それでは県民の皆様方にお話しをさせていただきます。

政府におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大を防止する必要性が高いこと等から、昨日、まん延防止等重点措置を実施すべき区域を宮城県、大阪府及び兵庫県とする公示を行いますとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更したところです。

県といたしましては、政府の基本的対処方針の変更を踏まえ、県の対処方針を変更したところであり、これに基づく協力要請として、県民の皆様方には、4月5日から5月5日までの期間、まん延防止等重点措置の実施区域との不要不急の往来は控えていただくようお願いをいたします。

また、これまで、感染症患者が多数発生しております地域から青森県に移動してくる方におかれましては、移動前2週間程度は、感染リスクが高まる行動を控え、健康観察を徹底するとともに、移動後2週間程度は、不要な外出を控えるなど感染対策を徹底していただくようお願いしてきたところですが、重点措置の実施区域から移動してくる方におかれましては、これに加えまして、移動後2週間程度は人との接触を可能な限り最小限にとどめてくださるようお願いをいたします。

また、重点措置の実施区域以外であっても、感染症患者が多数発生している地域への移動につきましても、引き続き、移動先の感染状況を踏まえ慎重に判断していただくとともに、移動先の自治体を実施する措置に従って慎重な行動をお願いいたします。

なお、これまでの事案におきまして、症状がない方からの感染も確認されておりますので、「自分も感染しているかもしれない」という意識を持って行動していただくようお願いいたします。

そして、私ども青森県の感染状況は、県外との往来に起因する感染も含め、複数の系統が同時に発生しているほか、大規模なクラスターも発生するなど予断を許さない状況にあります。

さらに、新年度を迎え、進学・就職・転勤等に伴う全国的な人の往来の増加や、会食機会の増加、さらには、春祭り・ゴールデンウィークにおける人出の増加も見込まれるところです。

本県における感染まん延や医療の崩壊を避けるためには、県民の皆様方お一人お一人の取組の積み重ねということが不可欠であります。

県民の皆様方の特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして本日の本部会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。